

大東文化大学スポーツ・健康科学部及び大学院スポーツ・健康科学研究科
動物実験指針

平成 21 年 3 月 3 日制定

平成 27 年 2 月 24 日 改定

(目的)

- 1 本実験指針の目的は大東文化大学 スポーツ・健康科学部及びスポーツ・健康科学研究科において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示すことにより人類の福祉および科学的知識の向上に貢献することはもとより、動物の愛護と福祉にも配慮して倫理的に適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

- 2 この指針は大東文化大学 スポーツ・健康科学部及びスポーツ・健康科学研究科において行われるすべての動物実験に適用する。

(定義)

- 3 この指針の用語の意義に関しては実験動物の飼育および保管などに関する基準(平成 18 年環境省告示第 88 号)に準じ、次の定義によるものとする。
 - (1) 「施設」とはスポーツ・健康科学部及びスポーツ・健康科学研究科動物実験施設をいう。
 - (2) 「動物実験」とは学術研究および教育あるいは生物学的材料採取のために、動物になんらかの拘束、処置を加えることをいう。
 - (3) 「実験動物」とは実験等の利用に供するために、施設で飼育または保管している哺乳類および鳥類に属する動物をいう。
 - (4) 「実験動物専門家」とは実験動物学を習得した者あるいは実験動物および動物実験について十分な知識、経験を有する者をいう。
 - (5) 「動物実験者」とは動物実験を行うものをいう。
 - (6) 「管理者」とは実験動物および施設を掌理する動物実験施設長をいう。
 - (7) 「実験動物管理者」とは管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する専任の教員をいう。
 - (8) 「動物実験責任者」とは動物実験の統括を行う専任の教員をいう。
 - (9) 「動物実験代表者」とは動物実験者のうち、動物実験の実施を遂行する者をいう。

(施設および設備)

- 4 動物実験者は動物実験にあたって次の各号に定める施設および設備で実施するものとする。
 - (1) 動物実験は適正かつ円滑に実施するため、実験動物の導入、維持、飼育および保管は施設内において行うことを原則とし、施設外(研究棟および教育棟)で行う場合でも定められた整備の行き届いた専用区域内において行われなければならない。
 - (2) 動物実験の飼育設備は動物の生理、生態、習性等に応じた適切な居住性をもつものを備えなければならない。

(実験計画の立案)

- 5 動物実験者は動物実験計画の立案にあたって次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 実験目的に適した動物の品種および系統を選定する際は実験動物専門家の意見を求めたり、遺伝

学的な系統の特性等を十分考慮し、事前に徹底した文献調査等を行い、既に十分に解明されている事実を単に再確認するためだけの無用な重複実験は避けなければならない。

- (2) 使用する動物の微生物学および遺伝学的品質についても検討し、かつ導入後の飼育条件も考慮することにより他の実験動物への感染防止に努めなければならない。特に微生物学的品種を導入する場合は事前に管理者の指示に従わなければならない。
- (3) 動物に与える苦痛をできる限り軽減する等、倫理的な面について十分配慮された実験方法を採用しなければならない。
- (4) 必要最小限の動物数によって最大の効果をあげられるよう努めなければならない。
- (5) 立案された実験計画は所定の動物実験計画申請書【様式1】により動物実験委員会の審査を受け、学長から承認を得た後でなければ実験を行ってはならない。
- (6) 動物実験を計画した後、所定の様式により計画の変更・追加【様式2】、終了・中止【様式3】、結果等【様式4】について学長に報告しなければならない。組み換え DNA 実験計画及び遺伝子操作動物計画については必要な事項を別に定めることとする。

(動物の検収と検疫)

- 6 動物実験者は動物実験の実施にあたって動物の検収と検疫は次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 検収に際し、発注条件を確認し、実験動物の異常、死亡の有無等を確認する。異常が認められた場合は管理者に報告しなければならない。
 - (2) 感染症、非感染症を問わず、健康でない動物を実験に使用してはならない、またこの適否は管理者の判断に従わなければならない。
 - (3) 不明の微生物を実験動物に導入しようとする場合は管理者にあらかじめ相談しなければならない。
 - (4) 信頼性の高い生産者から提供される実験動物の場合、生産者が添付した微生物学的モニタリングの成績をもって検疫の結果に代えることができる。

(実験動物の飼育管理)

- 7 動物実験者は実験動物の飼育管理にあたって次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 動物実験者、実験動物管理者は、協力して適切な施設、設備の維持に努め、適切な給餌、給水管理を行わなければならない。
 - (2) 動物実験者、実験動物管理者は、実験中の動物、更に施設導入時から実験終了後に至るまでの期間にわたって動物の状態を観察し、適切な処置を施さなければならない。
 - (3) 動物実験者、実験動物管理者は実験中の動物が実験目的に関わる疾病以外の疾病に罹らないように必要な健康管理を行い、管理者は動物に著しく不適切な状態に陥ったときは実験の中止などの処置を執ることができるものとする。
 - (4) その他、動物実験施設飼養・保管に関する必要な事項等を別途定める。

(苦痛の軽減)

- 8 動物実験者は麻酔時、常に動物の苦痛をできるだけ軽減するように努めなければならない。
必要な場合は実験動物専門家または獣医師の判断を仰ぐものとする。

(実験終了後の処置)

- 9 動物実験者は実験終了後の処置にあたって次の各号に掲げる事項に努めなければならない。
 - (1) 動物実験者は実験終了または中断したために、不要となった動物はできるだけ速やかに安楽死処置を施さなければならない。安楽死処置は致死量異常の麻酔薬を投与または頸椎脱臼等によってでき

る限り痛みや苦痛を与えない方法で、動物に速やかな意識消失と死亡を誘導する最善の方法を選択しなければならない。

(2) 動物実験者は動物の死体等を速やかに冷凍庫に保管する等、焼却処理までの適切な処置を講じ、悪臭の発生、病原体による環境汚染等の防止に努めなければならない。

(安全管理上、特に注意の必要な実験)

10 動物実験者は安全管理上、特に注意を払う必要がある実験にあたっては次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 物理的、化学的、生物学的に危険な物質(病原体、組み換え DNA、発がん物質、変異原性物質、その他の安全性未確認物質等)を取り扱う動物実験においては人の安全を確保することによって、飼育環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果のデータの信頼性が損なわれたりすることがないように、十分な配慮をするものとする。

(2) 危険物質を扱う動物実験を実施するときは、それぞれの危険物質について定められた安全規則に従わなければならない。

11 本指針の適正な運用を図るために動物実験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

12 委員会については必要な事項を別に定める。

(補足)

13 動物実験者、実験動物管理者は哺乳類および鳥類に属する動物以外の動物を実験等に利用する場合においてもこの指針の趣旨に沿って実施するものとする。

附則 この指針は平成21年4月1日から施行する。

附則 この改訂後の指針は平成25年4月1日より適用する。

附則 この改定後の指針は平成27年4月1日より適用する。

受付日 年 月 日

受付番号 _____

大東文化大学 動物実験計画書(新規)【様式1】

1. 動物実験代表者 _____ 印 学位 _____ 職 _____ 内線()
実験資格
所属 _____ E-mail _____ 許可番号 _____

2. 動物実験責任者(専任教員) _____ 印 学位 _____ 職 _____
内線()
実験資格
所属 _____ E-mail _____ 許可番号 _____

3. 実験課題名

4. 実験期限 年 月 日 ~ 年 月 日まで (2年以内とする)

5. 実験の種類 (該当する□をチェックして下さい。)

- | | | |
|-------------------------------|--|---|
| <input type="checkbox"/> 一般研究 | <input type="checkbox"/> 安楽死のみ | <input type="checkbox"/> 急性実験(麻酔下で実験後, 安楽死) |
| | <input type="checkbox"/> 外科手術 | <input type="checkbox"/> 慢性実験(存命) |
| <input type="checkbox"/> 学生実習 | <input type="checkbox"/> 非外科手術
(飼育) | <input type="checkbox"/> 抗体産生 |
| | | <input type="checkbox"/> 遺伝疾患モデルマウス・ラット |
| | | <input type="checkbox"/> トランスジェニックマウス |
| | | <input type="checkbox"/> ノックアウトマウス |

6. 動物実験者

	氏名	所属	職名	内線	実験資格許可番号
1)	_____	_____	_____	_____	_____
2)	_____	_____	_____	_____	_____
3)	_____	_____	_____	_____	_____
4)	_____	_____	_____	_____	_____

委員会判定

承認年月日: 年 月 日

承認番号 _____

7. 実験目的

8. 実験方法

9. 使用予定動物(動物種ごとにすべて記載)

動物種	_____	_____	_____	(例) マウス
系統	_____	_____	_____	ddY
微生物学的グレード	_____	_____	_____	SPF
性別	_____	_____	_____	♂ ♀
期間内使用予定匹数	_____	_____	_____	50
実験予定場所(実験室名)	_____	_____	_____	9301
痛み、苦痛の 카테고리	_____	_____	_____	B
(下記の B~E から選択)				
動物への危険物の使用	_____	_____	_____	
(次ページのアルファベットから選択)				

10. 上記の動物実験に用いる理由 (該当する□をチェックして下さい。)

(1) 動物実験を行う理論的根拠

動物実験の苦痛による分類 Scientists Center for Animal Welfare (SCAW)(1987)による

カテゴリーB: 脊椎動物を用い、ほとんど苦痛を与えない実験。無害な物質の注射や採血。

カテゴリーC: 軽微なストレスや短時間の痛みを伴う実験。拘束ストレス、免疫、麻酔下の外科手術。

カテゴリーD: 避けることができない重度のストレスや痛みを伴う実験。長時間の拘束、攻撃、毒性試験、無麻酔の痛み実験。

カテゴリーE: 無麻酔下で激しい痛みを与える実験。火傷、外傷、筋弛緩薬の注射など。(禁止されている)
 (カテゴリーB、およびカテゴリーC の一部(拘束ストレス、免疫)は実験の都合上、無麻酔でも可能。)

<参照>: 国立大学法人 動物実験施設協議会 動物実験処置の苦痛分類に関する解説
<http://www.kokuhakushonin.ac.jp/animal/index.html>

- 丸ごとの動物での生物学的過程やメカニズムを解析することができるため。
- in vitro での系を実施するため動物の組織が必要である。
- in vivo で行われた方法を in vitro に応用するために必要である。
- その他 _____

(2) 当該動物を実験に用いることの正当性

- 実験用モデル動物として広く認められている。
- この動物から得られた論文上、信頼のできる豊富な実験データがある。
- 生理学的、解剖学的に、或いは体格的な面から妥当である。
- その他 _____

(3) 使用頭数(匹数)の算定根拠

- 目的達成のための最低必要な生物材料を得るための必要な数であるから。
- 実験結果を統計学的に処理するために最低限必要な数であるから。
- その他 _____

11. 動物への危険物の使用(A～Gのうち該当するものを○で囲んで下さい。)

- A. 組み換え DNA の投与 (組み換え DNA 実験計画書のコピー1部をこの計画書に添付)
(組み換え DNA 名: _____)
- B. 遺伝子操作動物 (組み換え DNA 実験計画書のコピー1部をこの計画書に添付)
(遺伝子の種類: _____)
 本学で作製された遺伝子操作動物 本学以外で作製された遺伝子操作動物
- C. 重金属、発がん物質、毒素の投与 (物質名、投与経路および投与量を明記)
(_____)
- D. ヒト由来の生物製剤の投与 (物質名、投与経路および投与量を明記)
(_____)
- E. 性質不明の物質の投与 (物質名、投与経路および投与量を明記)
(_____)

処置方法 外科的手術行 実施する。 → 12以下を回答する。
 実施しない。 → 13に進む。

12. 外科的処置についての質問

(1) 処置の種類

- 外科的処置後、実験の終了時点で安楽死させる。
(手術・実験場所: _____)
- 外科的処置後、動物を生存させる。
(手術・実験場所: _____)

- 小規模な手術(体腔の露出はなく、物理的な損傷が殆んどない傷口の縫合、場合、体表組織のバイオプシー)
- 大規模な手術(整形外科的な手術、開腹術、開頭術等)

(外科的手術の詳細)

(2) 手術処置時における動物の苦痛軽減・排除の方法

麻酔前投薬名 _____

麻酔投薬名 _____

手術中の投与薬物名 _____

(3) 動物の術後管理

- 保温 補液 頻回の観察 特別食の給餌
- 鎮痛薬の使用 (無 有: _____)
- 抗生剤の使用 (無 有: _____)
- その他 _____

13. 非外科手術についての詳細 (該当する□にチェックして下さい。)

(1) 処置の種類

- 採血および注射
- 安楽死した動物からの臓器摘出 (摘出臓器名 _____)
- 抗血清、モノクロ、ポリクローナル抗体の作製
 - 抗原の種類 _____ アジュバントの種類 _____
 - 接種部位 _____ 接種間隔 _____
 - 接種回数 _____ 接種量 _____
- 採血の回数と採血量 (7.5ml/kg 体重/2W)
- 麻酔下で尾や耳をハサミで切り取ったり、臓器からバイオプシー
- ハイブリドーマの増殖あるいは腹水の採取
 - (種類 _____)
 - 状態観察責任者 _____ 観察頻度 _____
- 癌細胞あるいは癌組織の移植
 - (種類 _____)
 - 状態観察責任者 _____ 観察頻度 _____
- 無麻酔で動物を5分以上拘束する。
 - (理由 _____)

- 軽い皮膚への損傷(例えば紫外線照射、放射線照射、皮膚表面の切り傷、刺激物質の塗布)
- その他 ()

(2)非外科的処置の際に使う麻酔薬等の投与

麻酔前投薬名

麻酔薬

投与薬物名

14. 安楽死の方法

- 過剰量の麻酔薬の投与 (投薬名 _____)
- 頸椎脱臼 (麻酔下で行うことが望ましい)
- 断頭
- その他 ()

15. 死体処理法

- 動物実験施設で処理(施設利用の場合に限る)
- その他 ()

平成 年 月 日

大東文化大学学長 殿

動物実験計画（変更・追加）承認申請書【様式2】

動物実験責任者名

所属：

職名：

氏名： 印

承認番号_____の動物実験計画を下記のとおり、変更・追加したいので承認願います。

記

1. 変更・追加事項*

(* 実験内容および責任者の変更は、「計画書」を新たに提出すること。)

- 1) 動物実験者の変更・追加
- 2) 実験動物種及び使用数等の変更・追加
- 3) 実験実施期間の変更
- 4) その他

2. 変更・追加等の理由

平成 年 月 日

大東文化大学学長 殿

動物実験（終了・中止）報告書【様式3】

動物実験責任者名

所属：

職名：

氏名： 印

承認番号 _____ の動物実験計画を下記のとおり、終了・中止しましたので報告致します。

記

1. 実験（終了・中止）年月日 平成 年 月 日

2. 実験動物の処分年月日 平成 年 月 日

3. 備考

年 月 日

大東文化大学学長 殿

動物実験責任者

所属

氏名

連絡先

動物実験結果報告書【様式4】

大東文化大学動物実験規定第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 承認番号	
2. 研究課題名又は 授業科目名	
3. 実験の結果 (該当項目にマークし、その 概要を簡潔に記述)	<input type="checkbox"/> 計画どおり実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施(*) <input type="checkbox"/> 中止
	結果の概要
4. 成果 (予定を含む) (得られた業績、例：雑誌論文、 図書、工業所有権などについて、 著者名、論文標題、雑誌名、 巻・号、発行年、頁、出版社など を記載、必要に応じて別紙に記載)	
5. 特記事項	

* 変更届が提出されていること